

第5章

計画の推進



1 ▶計画の推進体制 64



1 ▶ 計画の推進体制

教育委員会は、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・共働しながら、一体となって施策を推進していく体制整備に努めます。

また、教育は市民生活に幅広く関係するため、教育委員会が所管する分野だけではなく、市長部局の各部署とも連携を図りながら、担当部署が責任を持って施策を推進します。

Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（見直し）のサイクル（P D C A サイクル*）を繰り返し、継続的な改善を行うことにより、計画推進の更なる充実に取り組みます。

（1）事務局における進捗状況の把握

この計画を実効性のあるものにするため、取組の進捗状況と成果指標の両面で、事務局において計画の進捗状況を取りまとめます。

「第3章 重点施策」では、施策ごとに状態指標を設定し、2024～2025年度の次期計画の策定に役立てるために、各施策の効果を評価します。また、事業ごとに成果指標を設定しており、毎年度その達成状況を把握します。

「第4章 基本施策」においても、施策ごとに状態指標を設定し、次期計画の策定に役立てるために、各施策の効果を評価します。事業については、毎年度取組実績を把握します。

（2）教育委員会議

教育委員会議において、本計画の進捗状況について教育委員に報告し、その推進に向けて協議します。この中で、重点事業を始め、特に課題のある事業や協議すべき事業等を、点検・評価の対象事業に選定します。

(3) 点検・評価

教育委員会議において選定した事業について、外部の有識者の意見・助言を参考にしながら、各担当課へのヒアリングや現地視察を通して、点検・評価を行います。

(4) 市民への公表

計画の進捗状況や各指標の達成状況、点検・評価の結果等については、市民に対して定期的に情報公開します。公表は、豊田市ホームページへの掲載等を通じて、市民に分かりやすく、効率的で適切な方法で行います。

